

広島県水道広域連合企業団一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）

令和5年4月1日制 定
令和5年6月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和6年6月1日一部改正
令和7年2月1日一部改正
令和7年6月1日一部改正
令和8年4月1日一部改正

1 趣旨

この要綱は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という）が実施する、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の事務に関し、必要な事項について、その標準を定めるものとする。

2 対象工事

対象工事は、原則、全ての工事とする。ただし、企業長が特に必要と認めた場合は、一般競争入札によらないことができるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。ただし、イ及びウについては、それらのうち一方を定めないこととすることができる。また、エについては、発注工事の内容又は施工箇所の地域の特性等により、企業長が特に必要と認めたときは、定めないことができる。

ア 当該工事の業種について、広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程第6条本文の資格の認定（以下「資格認定」という。）を受けていること。ただし、特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）に発注する場合においては、特定共同企業体の構成員が資格認定を受けていることを条件とすることとし、9（1）の企業長の認定を受けるものとする。

イ 次の(ア)、(イ)に該当すること。

なお、工事の内容及び他の資格要件の設定内容によっては、(イ)を定めないことができ、さらに、(ア)の格付けの等級が2以上ある場合は、その一部に限定することができるものとする。

- (ア) アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要

綱」という。)別表第4に定めるものであること。ただし、緊急に施工する必要がある災害復旧工事、維持修繕工事、法面処理工事(小規模)等又は選定要綱別表第6に定める高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技术を用いる工事については、選定要綱別表第4の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けの等級より上位の格付けの等級とすることができる。

なお、地域の建設業者の状況、発注工事の内容又は施行箇所の地域の特性等により企業長が特に必要と認めるときは、選定要綱別表第4の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けの等級によらないこと又は別に定める「広島県水道広域連合企業団地域内特定建設工事共同企業体取扱要綱」によることができる。

- (イ) 地域の建設業者の状況等により、アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、選定要綱別表第5に定めるものであること
- ウ アの資格の認定に係る当該工事の業種の総合数値(客観数値と主観数値を合計した数値をいう。)が一定の数値であること
- エ 当該工事の業種に係る年間平均完成工事高(アの資格の認定の基礎になっている経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されているものとする。以下同じ。)が、一定の金額以上であること
- オ 当該工事の業種について、建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約して工事を施工する場合は、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること
- カ 当該工事に配置する技術者について、建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約して工事を施工する場合は、必要な監理技術者の資格を有する者を配置できること
- キ 当該工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県水道広域連合企業団建設業者等指名除外要綱第2条第1項に規定する指名除外(以下「指名除外」という。)、広島県水道広域連合企業団発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限(以下「下請制限」という。)又は広島県水道広域連合企業団発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱第2条に規定する契約制限(以下「契約制限」という。)若しくは広島県水道広域連合企業団建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第2項の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと
- ク 当該工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分(本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)を受けていないこと

- ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、企業長が別に定める手続きに基づいてアの資格の再認定を受けていること
 - コ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、企業長が別に定める手続きに基づいてアの資格の再認定を受けていること
 - サ 当該工事に係る設計業務等の受託者以外の者であって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において関連がない者であること
 - シ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者でないこと
- (2) 特定共同企業体に工事を発注する場合は、特定共同企業体の構成員の資格要件として、次の事項を定めるものとする。ただし、特定共同企業体の代表者以外の構成員については、イを定めないことができるものとし、また、3（1）イ(ア)なお書き又はまた書きによる特定共同企業体の構成員の資格要件は、別に定める「広島県水道広域連合企業団地域内特定建設工事共同企業体取扱要綱」によることができるものとする。
- なお、選定要綱別表第 6（1）の工事を除いて、構成員は原則として営業所（建設業法第 3 条第 1 項の営業所をいう。以下同じ。）のうち主たる営業所（営業所を統括し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙 2（1）又は別紙 2（2）に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）を県内に有する者（以下「県内業者という。」）とし、構成員を県内業者とすることが困難な場合には、構成員のうち少なくとも 1 者は県内業者とする等、広島県水道広域連合企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱の規定に適合した構成であって、かつ、構成員の当該工種の業種に係る年間平均完成工事高の合計が一定の金額（予定価格を事前公表している工事にあつては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。））以上であることが必要である。
- ア 広島県水道広域連合企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱第 8 条（1）、（2）及び（4）に掲げる事項
 - イ （3）イに掲げる事項
 - ウ （1）キからシまでに掲げる事項
 - エ 他の特定共同企業体の構成員と一定の資本関係又は人的関係のあるものではないこと。
- (3) 工種の種類又は性質等によっては、（1）及び（2）に掲げる事項のほか、資格要件として、次の事項を定めることができる。
- ア 当該工種の業種について営業所又は主たる営業所を広島県内又は県内の一定地域内に有すること
 - イ 当該工事と同様の種類及び規模の工事（原則として当該発注工事の規模の 80%以上の工事とする。）の元請施工実績（原則として直近 10 年から 15 年以内のものとし、

かつ、特定共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率 20%以上の場合のものとする。)を有すること

ウ 広島県内の公共工事において、当該工事と同一の業種の元請施工実績を有すること

エ 当該工事に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者（経験の有無及びその時期を指定することができる。）を配置できること

オ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること

カ その他必要と認める事項

4 資格要件の決定等

- (1) 当該工事の資格要件は、当該工事の指名業者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見に基づいて、広島県水道広域連合企業団決裁規程に定める区分による決裁権者（以下「決裁権者」という。）が決裁し、決定する。ただし、広島県水道広域連合企業団事務委任規程の規定により予定価格の決定が事務所長に委任されている工事にあつては、当該事務所の指名業者等選考委員会（以下「事務所選考委員会」という。）の意見に基づいて事務所長が決定する。
- (2) (1) 本文の場合においては、当該工事を主管する課の長（以下「主管課長」という。）が当該工事の資格要件の原案を作成し、入札参加資格者状況表（別記様式第 1 号）を添えて選考委員会に諮るものとする。ただし、当該工事が事務所の発注に係るものであるときは、当該事務所の長の意見を聴いてしなければならない。
- (3) (1) ただし書の場合においては、当該事務所長が当該工事の資格要件の原案を作成し、入札参加資格者状況表（別記様式第 1 号）を添えて事務所選考委員会に諮るものとする。

5 公告

- (1) 発注機関の長は、別に定める書式見本に準じて作成したところにより、広島県水道広域連合企業団契約規程第 17 条各号の事項を本部及び事務所のうち適当と認めるものの掲示又は閲覧及び情報通信ネットワークを利用した方法によって公告する。
- (2) 当該工事を発注する事務所又は主管する課においては、必要に応じ、入札参加希望者に前号の公告の写しを配付する。
- (3) 事後審査型一般競争入札の公告は、その本体の部分には、案件ごとに異なる部分及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項（以下「個別事項」と総称する。）のみを記載し、基本的に全ての案件において共通であるような事項（以下「共通事項」という。）は、これを別紙として引用する形とすることができるものとする。

6 予定価格の公表時期

当該工事の業種及び請負対象設計金額の区分に応じて次表のとおり公表する。

業種	請負対象設計金額	公表時期
すべての業種	2億円未満	事前公表（公告の中に記載）
すべての業種	2億円以上	事後公表（契約締結後）

7 設計図書の閲覧及び配付

- (1) 当該工事を発注する事務所又は主管する課において、公告に定める期間に設計図書を閲覧に供する。
- (2) 企業団においては、設計図書の販売は行わない。
- (3) 設計図書に対する質問は、設計図書に対する質問・回答書（別記様式第2号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧に供する。

8 電子入札システムの使用

事後審査型一般競争入札は、原則として、広島県水道広域連合企業団電子入札実施要領に定めるところにより電子入札システム（県の機関等の使用に係る電子計算機（端末を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、入札から落札者決定までの手続きを処理するシステムをいう。以下同じ。）を使用して行うものとする（電子入札の対象とする。）。ただし、発注機関の長が特に必要と認めた場合は、書面入札（電子入札システムを使用しないで入札から落札者決定までの手続きを行う入札等をいう。）によることができる。

9 特定共同企業体に発注する場合の取扱い

- (1) 特定共同企業体の代表者は、13の資格要件確認書類の提出の際に、別に定める特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書又は地域維持型建設共同企業体入札参加資格申請書を発注機関の長を経由して企業長に提出し、企業長の認定を受けなければならない。
- (2) 特定共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか、広島県水道広域連合企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱に定めるところによる。

9の2 誓約書の提出

- (1) 当該工事の入札参加者は、入札書の提出に併せ、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書（別記様式第11号）を発注機関の長に提出しなければならない。
- (2) 提出方法等
 - ア 電子入札システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県水道広域連合企業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより提出を行うものとする。

イ 書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに誓約書を提出しなければならない。

ウ 書面参加者は、書面により誓約書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出しなければならない。

(ア) 提出者の商号又は名称

(イ) 誓約書及び工事費内訳書が在中している旨

(ウ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

エ 上記により難い場合は、別に定めることができる。

(3) 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね3日以内）に提出しなければならない。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、無効とし、落札者とししないものとする。当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

(4) (1) から (3) までの趣旨は、5の公告に記載して入札参加者へ周知する。

10 工事費内訳書の提出

(1) 当該工事の入札参加者は、入札書の提出に併せ、当該工事に係る工事費内訳書を発注機関の長に提出しなければならない。

(2) 工事費内訳書については、広島県水道広域連合企業団工事費内訳書取扱要領に基づき、取り扱うこととする。

(3) (1) 及び (2) の趣旨は、5の公告に記載して入札参加者へ周知する。

11 入札及び開札の手続き

(1) 提出された入札書又は工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。

(2) 契約担当職員（広島県水道広域連合企業団契約規程第2条第1項の契約担当職員をいう。）は、広島県水道広域連合企業団電子入札実施要領に定めるところにより電子入札システムを使って入札書を一括開札するものとする。ただし、当該入札が書面入札である場合は、電子入札システムを使用することなく、公告した入札の場所において、開札時刻になったことを確認した後に入札者を立ち合わせて開札を行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(3) 契約担当職員は、開札の結果、第一落札候補者（予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者をいう。ただし、最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた一人の入札者に限る。以下同じ。）を選定するものとする。

なお、当該入札が書面入札である場合であって、最低価格入札者が2人以上あるときは、電子入札システムを使用することなく、これらの者にくじを引かせて1人の第一落札候補者を選定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、(2)の当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (4) 契約担当職員は、(2)及び(3)の手続き終了後、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。その際、契約担当職員は、各入札者の入札金額を読み上げることなく、「資格要件の確認後、後日落札者を決定する。落札者を決定したときは、通知又は連絡する。」旨を宣言するものとする。ただし、当該工事が低入札価格調査制度対象工事である場合において、調査基準価格を下回る価格の入札があったときは、「資格要件の確認と併せて低入札価格調査を行った上で、後日落札者を決定する。」旨の宣言を行うものとする。

12 再度入札の方法等

予定価格の公表時期にかかわらず、再度入札は行わない。

13 資格要件確認書類の提出

- (1) 11の開札手続きの終了後、発注機関の長は、資格要件確認書類提出依頼書（別記様式第6号）により、第一落札候補者に対して、公告に定める資格要件を満たすものであるか確認するための書類（以下「資格要件確認書類」という。）の提出を求めるものとする。

資格要件確認書類の提出期限は発注機関の長が定めるものとし、提出する書類は次のとおりとする。

ア 技術資料・資格要件確認資料提出書（別記様式第3号）

イ 企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書（別記様式第4号）

ウ 建設工事施工実績証明（願）書（別記様式第5号）

エ その他の資格要件の確認に必要な書類

- (2) 発注機関の長は、必要に応じて第一落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることができる。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、発注機関の長は、指定する日までに指定する方法で、全ての入札参加者が資格要件確認書類を提出することを公告により定めることができるものとする。
- (4) (1)又は(2)若しくは(3)により発注機関の長から資格要件確認書類の提出を求められた者が、審査の結果次のアからエのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、その者に対し指名除外を措置することがある。

- ア 発注機関の長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
- イ 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合
- ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記入があった場合
- エ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

- (5) 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。
- (7) (1) から (6) までの趣旨は、5 の公告中に表示する。

14 「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」に記入する配置予定技術者の取扱い

- (1) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記入するものとする。なお、他の工事現場に現場代理人として配置している者を配置予定技術者とする場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付しなければならない。
また、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記入を認めるものとする。
- (2) 工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名除外を措置することがある。
- (3) 「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等を認めないものとする。
- (4) 工事の施工に当たって、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」に記入した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

15 落札者の決定方法

- (1) 低入札価格調査制度の対象となる工事の入札については、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がある場合は、以下の審査に加えて建設工事における広島県水道広域連合企業団低入札価格調査制度事務取扱要綱に基づく調査を行った上で落札者を決定するものとする。
- (2) 技術管理課長（委任規程の規定により予定価格の決定が事務所長に委任されている工事にあつては、当該事務所長。以下「主管課長等」という。）は、第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者が資格要件を満たしている旨の決定をするものとする。第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（13（4）の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、その者が資格要件を満たしていない旨の決定をし、以下、資格要件を満た

している旨の決定をするまで順次、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者から13の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。この場合において、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者が2人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって（当該入札が書面入札であるときは、電子入札システムによらないくじ引きによって）落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査して資格要件の確認を行うものとする。

- (3) (2)の資格要件を満たしている旨の決定は、選考委員会の長の承認を得た後、技術管理課長の決裁を受けて行うものとし、(2)の資格要件を満たしていない旨の決定は、選考委員会の議を経た後、技術管理課長の決裁を受けて行うものとする。ただし、委任規程の規定により予定価格の決定が事務所長に委任されている工事にあつては、資格要件を満たしている旨の決定は、事務所選考委員会の長の承認を得た後、決裁権者の決裁を受けて行うものとし、当該資格要件を満たしていない旨の決定は、事務所選考委員会の議を経た後、決裁権者の決裁を受けて行うものとする。
- (4) 10の工事費内訳書を失格とする場合の決定は、(3)の資格要件の無効に関する決定と同様に行うものとする。
- (5) (2)及び(3)の規定により資格要件を満たしている旨の決定がなされた場合には、入札執行者が落札者を決定した上で、発注機関の長は、落札者決定通知書（別記様式第7号）により、その旨を当該工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

16 当該工事の資格要件を満たさない者の取扱い

- (1) 15(2)及び15(3)の規定により資格要件を満たしていない旨の決定がなされた場合には、契約担当職員が入札の無効を決定した上で、発注機関の長は、その旨及びその理由を入札参加資格不適格通知書（別記様式第8号）により当該入札参加者に通知するものとする。
- (2) (1)の規定により入札を無効とされた者は、資格要件を満たしていると認められないと判断した理由の説明を求めること（以下「不適格理由説明請求」という。）ができる。
- (3) 不適格理由説明請求を行おうとする者は、(1)の通知を行った日から起算して3日以内に、不適格理由説明請求書（別記様式第9号）を発注機関の長に提出しなければならない。
- (4) 発注機関の長に提出された不適格理由説明請求書は、これを速やかに技術管理課長に送付するものとする。ただし、委任規程の規定により予定価格の決定が当該事務所長に委任されている工事については、この限りでない。

- (5) 技術管理課長は、不適格理由説明請求書の提出を受けたときは、速やかに、不適格理由説明書（別記様式第10号）により回答するものとする。ただし、当該回答は、委任規程の規定により予定価格の決定が事務所長に委任されている工事を除き、発注機関の長を経由して行うものとする。

17 入札結果等の公表

広島県水道広域連合企業団建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程の規定により入札結果等を閲覧に供する。

18 特例政令が適用される工事等に係る特例

特例政令適用工事対象外につき削除（欠番）

19 苦情申立て

当該工事の入札手続き等に関して苦情があるものは、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（企業団の休日を定める条例第2条に規定する企業団の休日を除く。）以内に、契約担当職員に申立てることができる。

20 その他

- (1) 企業長が特に必要と認めた場合は、この要綱の定めによらないことができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年6月1日改正については、令和5年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 3 令和6年4月1日改正については、令和6年4月1日以降に公告する工事から適用する。
- 4 令和6年6月1日改正については、令和6年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 5 令和7年2月1日改正については、令和7年2月1日以降に公告する工事から適用する。
- 6 令和7年6月1日改正については、令和7年6月1日以降に公告する工事から適用する。

（経過措置）

- 7 この要綱の施行の際現に入札の手續に着手していたものについては、なお従前の例による。

- 8 この要綱は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が実施する、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札に適用する。
- 9 前項に規定する期間において、3（1）アに規定する資格認定については、広島県が作成する建設工事等入札参加資格者名簿を準用し、企業団建設工事等入札参加資格者名簿とする。
- 10 第8項の規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が実施する入札後に入札参加資格を審査する一般競争入札については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の要綱等をこの要綱とみなして適用する。
- 11 前項の規定において、構成団体の要綱等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。
- 12 第8項に規定する期間において、企業団本部及び広島水道事務所以外の事務所については、各事務所の所在する県市町が作成する建設工事等入札参加資格者名簿を準用し、各事務所の建設工事等入札参加資格者名簿とする。

附 則

（施行期日）

- 1 令和8年4月1日改正については、令和8年4月1日以降に公告する工事から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に入札の手續に着手していたものについては、なお従前の例による。